

今年も！厚生年金保険料率アップ！

平成16年の年金制度改革の際、厚生年金保険料および国民年金保険料が段階的にアップされる法が成立しています。

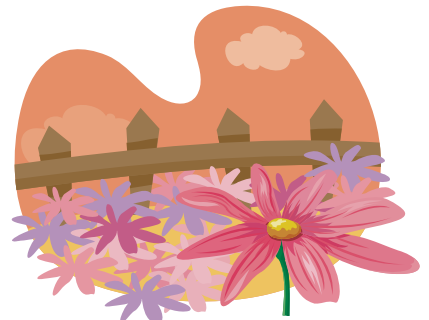
平成16年改正では、保険料の負担と年金給付の仕組みが大幅に見直され、保険料の上限の固定と保険料の収入の範囲内で年金額を自動調整することが大きな特徴となっています。

この改正により今年も保険料はアップし、9月より下表のように変更となります。

等級	標準報酬		報酬月額		一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
	月額	日額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	15,736.84	7,868.42	16,362.08	8,181.04
2	104,000	3,470	101,000	107,000	16,700.32	8,350.16	17,363.84	8,681.92
3	110,000	3,670	107,000	114,000	17,663.80	8,831.90	18,365.60	9,182.80
4	118,000	3,930	114,000	122,000	18,948.44	9,474.22	19,701.28	9,850.64
5	126,000	4,200	122,000	130,000	20,233.08	10,116.54	21,036.96	10,518.48
6	134,000	4,470	130,000	138,000	21,517.72	10,758.86	22,372.64	11,186.32
7	142,000	4,730	138,000	146,000	22,802.36	11,401.18	23,708.32	11,854.16
8	150,000	5,000	146,000	155,000	24,087.00	12,043.50	25,044.00	12,522.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	25,692.80	12,846.40	26,713.60	13,356.80
10	170,000	5,670	165,000	175,000	27,298.60	13,649.30	28,383.20	14,191.60
11	180,000	6,000	175,000	185,000	28,904.40	14,452.20	30,052.80	15,026.40
12	190,000	6,330	185,000	195,000	30,510.20	15,255.10	31,722.40	15,861.20
13	200,000	6,670	195,000	210,000	32,116.00	16,058.00	33,392.00	16,696.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	35,327.60	17,663.80	36,731.20	18,365.60
15	240,000	8,000	230,000	250,000	38,539.20	19,269.60	40,070.40	20,035.20
16	260,000	8,670	250,000	270,000	41,750.80	20,875.40	43,409.60	21,704.80
17	280,000	9,330	270,000	290,000	44,962.40	22,481.20	46,748.80	23,374.40
18	300,000	10,000	290,000	310,000	48,174.00	24,087.00	50,088.00	25,044.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	51,385.60	25,692.80	53,427.20	26,713.60
20	340,000	11,330	330,000	350,000	54,597.20	27,298.60	56,766.40	28,383.20
21	360,000	12,000	350,000	370,000	57,808.80	28,904.40	60,105.60	30,052.80
22	380,000	12,670	370,000	395,000	61,020.40	30,510.20	63,444.80	31,722.40
23	410,000	13,670	395,000	425,000	65,837.80	32,918.90	68,453.60	34,226.80
24	440,000	14,670	425,000	455,000	70,655.20	35,327.60	73,462.40	36,731.20
25	470,000	15,670	455,000	485,000	75,472.60	37,736.30	78,471.20	39,235.60
26	500,000	16,670	485,000	515,000	80,290.00	40,145.00	83,480.00	41,740.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	85,107.40	42,553.70	88,488.80	44,244.40
28	560,000	18,670	545,000	575,000	89,924.80	44,962.40	93,497.60	46,748.80
29	590,000	19,670	575,000	605,000	94,742.20	47,371.10	98,506.40	49,253.20
30	620,000	20,670	605,000	635,000	99,559.60	49,779.80	103,515.20	51,757.60

CONTENTS

今年も！厚生年金
 保険料率アップ！P. 1
 代位弁済が急増中P. 2
 IT利用の所得税確定申告状況・・P. 2
 消費税のしくみを
 勉強してみましょう⑨.....P. 3
 One PointP. 3
 道路と資産価値について.....P. 4
 会計ソフトの補助科目を
 使いこなそう！P. 5
 9月度の税務スケジュール.....P. 5
 今月の名言録P. 6
 編集後記P. 6



厚生年金保険料および国民年金保険料につきましては、平成16年より段階的に上がることが決定されています。この保険料は、おおむね100年の間で給付と負担を均衡し決定されたようです。引上げのイメージにつきましては次のとおりです。

厚生年金保険料の引上げ

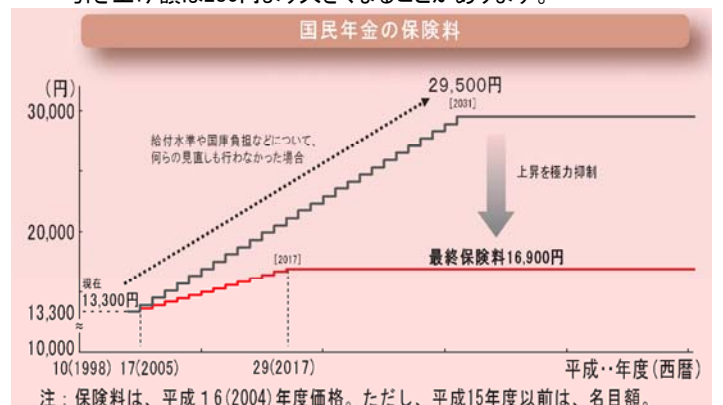
平成16年10月から毎年0.354%ずつ引上げられ、平成29年度に18.3%で固定。



国民年金保険料の引上げ

平成16年10月から毎年280円ずつ引上げられ、平成35年度からは月額16,900円で固定。

※国民年金の保険料は賃金の伸び率に応じて変わりますので、引上げ額は280円より大きくなる場合があります。



政府「融資の緊急保証」で代位弁済が急増中！

2008年秋に政府が中小企業の資金繰り対策として導入した「緊急保証制度」で、借りた企業の破綻による貸倒れが増えているようです。信用保証協会が債務を肩代わりした代位弁済額は、6月末で2000億円を超え、融資総額の1%に達しています。これは、1998年から2000年にかけて特別保証した際に2.6兆円の不良債権が発生した時の水準に近づいてきており、このまま景気回復が遅れば、今後多額の国民負担につながる可能性もでてきています。



今回の緊急保証制度は、リーマン・ショック後の景気対策として実施されたもので、1社あたり2億8000万円を上限に全国の保証協会が金融機関の中小企業向け融資を100%保証するもので、融資先が破綻した場合には、協会が全額肩代わりをしています。

中小企業庁によると、同制度を活用した融資で保証協会が代位弁済した額は、制度開始から今年6月までの20ヶ月累計で2131億円となっており、融資総額20兆7000億円に対する代位弁済率(貸倒率)は1.03%に上昇しています。

代位弁済は、今年に入り月間200億円ペースで積みあがっており、代位弁済率は同じ期間で比べた前回の特別保証の水準(1.19%)に近づいています。

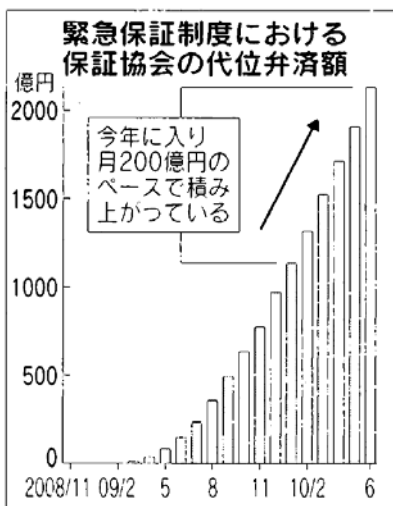
前回の特別保証制度では、融資総額29兆円に対して最終的には9.1%にあたる2.6兆円の代位弁済が発生しています。このときは企業が税金の滞納や債務超過の状況でなければ原則保証を認める実質無審査だったため、多額の貸倒れを招き、代位弁済のほとんどは回収できずに国の税金で補填し、国民が負担する結果となっています。

この反省から今回の緊急保証では保証協会が企業の存続性などを審査することになったが、貸倒れのペースは大きく変わっていないのが現状です。

この緊急保証は、元本の返済を猶予する据置期間を最長2年まで認めているので、据置期間の満了が始まる11月以降は、貸倒れがさらに増えるとの見方も出ています。

中小企業庁は、前回の制度時に比べて中小企業の財務状況が悪化していることなどから、緊急保証制度の代位弁済率は、最終的に10~11%に達する可能性があるともみているようです。今後、株価の低迷や円高などにより景気回復が一段と遅ければ、代位弁済が膨らんで、国民負担が前回を上回る可能性もありそうです。

(日本経済新聞 2010.8.25抜粋)



IT利用の所得税確定申告書提出:960万4千人！(前年比18.9%増)

国税庁のホームページ上で申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxなど、ITを利用した所得税の確定申告書の提出人員は全体で960万4千人にのぼり、2008年分より18.9%増加した旨の報道がありました。

この背景には、2007年分から税務署に訪れる納税者にも利用できるように、相談会場にパソコンを設置したことにより、IT利用を促進させたと見られます。

また、署でのIT利用は、パソコンで申告書を作成して「e-Tax」が427万5千人、同「書面での提出」が37万5千人の計約466万人と前年比22.4%増となりました。

そして、自宅などでのIT利用は、「HP作成コーナーで申告書を作成して書面での提出」が214万9千人、「同e-Tax」が48万8千人、「民間の会計ソフトで申告書を作成してe-Tax」が230万6千人の計494万3千人で前年比15.8%増となり、ともに順調に増加しました。

さらに、今年で7回目となる閉庁日における申告相談を2月21日と2月28日の日曜日、228税務署を対象に、税務署のほか合同会場や広域センターにおいて実施し、これらの会場における両日の相談件数は前年比3.2%増の18万3千件、申告書受付件数も3.5%増の26万5千件、ともに微増ですが、閉庁日対応の効果が十分にうかがえる結果となり、今後も取り組みが継続される模様です。



消費税のしくみを勉強してみましょう！ ⑨



今回は「2種類以上の事業を営む場合のみなし仕入率」について学習したいと思います。

一の事業のみを営む場合その該当する事業のみなし仕入率で計算すればよいのですが、取引ごとに事業区分をするため一の事業のみを営むということは現実的にはあまりないのではないのでしょうか。そのため2種類以上の事業を営む場合のみなし仕入率の計算については次のように定められています。

第一種事業に係る消費税額	× 90%	+	第二種事業に係る消費税額	× 80%	+	第三種事業に係る消費税額	× 70%	+	第四種事業に係る消費税額	× 60%	+	第五種事業に係る消費税額	× 50%
第一種事業に係る消費税額	+	第二種事業に係る消費税額	+	第三種事業に係る消費税額	+	第四種事業に係る消費税額	+	第五種事業に係る消費税額					

この算式を見て貰えば理解して頂けると思うのですが、要するに各種事業の消費税額に各種事業のみなし仕入率を乗じて得た金額の合計額が各種事業の消費税額の合計額に占める割合で「平均のみなし仕入率」を求めているのです。

ここまでなら成程と理解できるのですが、実は2種類以上の事業を営む場合のみなし仕入率の計算については特例計算がありまして・・・。

【特例計算】

一の事業に係る課税売上高が全体の100分の75以上を占める場合

第一種事業から第五種事業までの事業のうち二種類以上の事業を営む事業者で、そのうち一種類の事業の課税売上高がその課税期間の課税売上高の合計額の100分の75以上を占める場合には、その100分の75以上を占める事業のみなし仕入率を課税売上高の全体に適用することができる。

二の事業に係る課税売上高が全体の100分の75以上を占める場合

第一種事業から第五種事業までの事業のうち三種類以上の事業を営む事業者で、そのうち二種類の事業の課税売上高がその課税期間の課税売上高の合計額の100分の75以上を占める場合には、その二種類の事業のうちのみなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高については、そのまま本来のみなし仕入率を適用し、それ以外の課税売上高については、その二種類の事業のうち低い方のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算することができる。

こんな特例計算も認められていまして、その中で最も有利になる(納税額が少なくなる)ように選択適用ができます。手計算でやるとなかなか面倒な計算なのですが、今はコンピューターのソフトにデータを入力すると瞬時に最も有利な計算をしてくれます。しかし機会がありましたら一度手計算にチャレンジしてみてください、理解がより深まると思います。

One Point

禁煙治療費は医療費控除可能か？

昨今の喫煙環境が厳しくなっていることに加え、このたばこ税の増税を受け、最近愛煙家の間で「禁煙治療」への関心が高まっているようです。

禁煙治療とは、医師の指導のもとでニコチン依存症を改善し、禁煙を実行していくものです。以前は保険の対象外でしたが、2006年4月から医療診療報酬の改定により、禁煙治療についても医療保険が適用されることとなりました。

そこで、タバコ税の増税を機に禁煙に挑戦している方に朗報です。禁煙治療にかかった費用も医療費控除の対象になります。ただし、医療費控除を受けるためには、医療費として認められるものでなければなりません。

具体的に医療費として認められるものとしては、所得税法施行令では、下記の通り規程されています。

- 1 医師又は歯科医師による診療又は治療であること。
- 2 治療又は療養に必要な医薬品の購入であること。



既に病気になっており、その治療の一環として禁煙治療を受ける人はもちろん、病気でなくても、医師の指導により禁煙治療を受けたのであればその禁煙治療費は医療費控除の対象になり、また、医者から処方箋をもらって、ニコチンガムなどの禁煙補助薬を購入した場合は、医療費控除を受けることができます。

道路と資産価値について(後編)

今回は、私道と資産価値について検証してみます。道路には大きく分けて、公道と私道がありますが、同じ道路でも何が違うのでしょうか。この両者の違いを簡単に言うと、道路の所有者と管理者に違いがあることが分かります。

国や自治体などの公共機関が所有・管理している道路を公道といい、民間人や民間企業が所有・管理している道路を私道といいます。舗装などの保守、管理は、それぞれの所有者が行うこととなりますが、少し詳しく考えてみましょう。

◆ 公道と私道の相違点

- (1) 管理…… 公道は国や地方公共団体が管理しますが、私道は基本的に所有者が管理します(私道であっても、例外的に地方公共団体が管理する場合があります)。具体的には、道路の舗装などの保守、管理や水道管などの埋設管の保守、管理が挙げられます。管理に要する費用は公道の場合、国や地方公共団体、すなわち税金から賄われるのに対し、私道は原則その所有者(利用者なども含む)負担です(地域や道路状況によって地方公共団体が一部助成してくれる場合もあります)。
- (2) 通行…… 公道はみんなの道路なので自由に通行することが可能です。私道の場合は原則、道路所有者(利用者)や所有者の許可を得た人が通行可能となります。しかし、私道でも、建築基準法によって指定されたもの(位置指定道路)については、原則、自由に通行することが可能です。
- (3) 掘削…… 掘削(くっさく)とは、道路の舗装工事や、水道管などの埋設などの際に道路を掘ることです。これは公道、私道ともに所有者の承諾が(時には承諾料も)必要となります。公道は国や地方公共団体が管理しますが、私道は基本的に所有者が管理します。

	公道	私道	
		建築基準法による指定を受けたもの(位置指定道路)	それ以外
管理	国、地方公共団体	所有者	所有者
通行	自由	自由	所有者(利用者)
掘削	所有者・管理者の許可必要	所有者の許可必要	所有者の許可必要

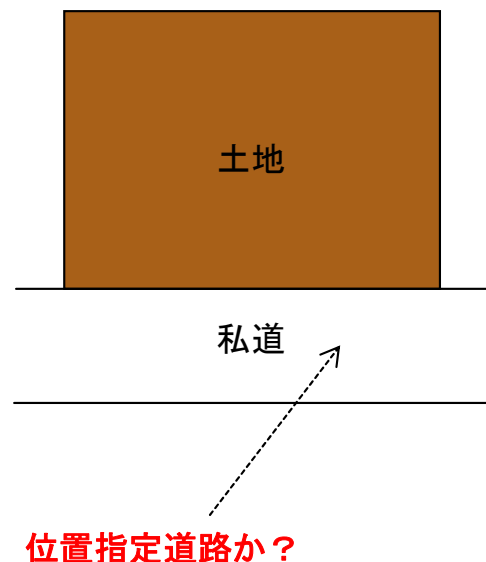
◆ 位置指定道路(私道)とは

上記表中の位置指定道路ですが、土地を建物の敷地として利用するために道路法、都市計画法そのほかの公法によらないで築造する、政令で定める基準に適合する道で、特定行政庁が利害関係人の申請に基づき位置の指定をした、幅員4メートル以上の私道のことをいいます。(建築基準法第42条第1項5号)。

前編でお話したように、建築基準法上、建築物の敷地は、道路に2メートル以上接道しなければならないという接道義務が定められているため、土地を建築物の敷地として利用するには私道を建築基準法上の道路にする必要があるのです。

このように位置指定道路は私道のひとつですが、道路法により定められた、いわゆる公道とは別の建築基準法における概念となります。特定行政庁から位置指定を受けると、私道は一般交通の用に供されます。具体的には、私道内の建築は制限され、また私道の廃止、変更が制限され、私道部分は建物の敷地としてカウントされなくなるなどの制限が生じます。

しかし、位置指定道路に接面する敷地は建築物の敷地としての利用が許可されるため、それ以外の通常の私道に接面する場合と比べると、資産価値には雲泥の差が生じることになるのです。



会計ソフトの補助科目を使いこなそう！

◆ 自由に設定できる補助科目

「補助科目」とは、決算書に表示されている勘定科目の内訳となる科目で、一般的な会計ソフトではユーザーが自由に設定できるようになっています。会計ソフトは決算報告書の作成を目的としているため、あえて補助科目を使用する必要はないかもしれませんが、経営分析などにも生かせるので積極的に活用したいものです。

◆ 補助科目の設定のポイント

具体的な設定の方法ですが、補助科目は会社によって使用する科目が異なり、また業種や企業規模によって運用時の考え方も変わってきますので、「絶対こうすべき」と思わずに、事前に関係者の方と調整したり、決算ごとに見直しをするのが良いと思います。また、あまり細かく設定しすぎると、どの補助科目にするのか判断に迷い作業効率がかえって落ちることになるのでご注意ください。

主だった勘定科目ごとに設定のポイントをまとめてみました。(右図)それぞれの補助科目を設定した後に、「その他」という補助科目も用意しておくとても便利です。たとえば、取引金額が少額で明確な補助科目を指定する重要性が低い取引や、めったに行われなため補助科目を追加する必要性に乏しい取引では、補助科目を未設定にしたまま処理するケースをよく見かけます。しかし、そのまま放置すると設定した補助科目のそれぞれの合計額と勘定科目の残高が一致せず、科目明細の集計や分析を行う際に数字を正しく把握できなくなってしまいます。ですので、とりあえず仮に処理する意味も含めて「その他」の補助に区分しておけば作業効率が上がります。

◆ 補助科目を活かして経営分析を行う

会計ソフトの多くは、そのソフトを使って作成したデータをエクセル形式で出力することができます。そこで、会計ソフトのデータをエクセル形式に取込んで、グラフや表に加工すると経営分析の資料を作ることができます。毎月の取引先ごとの売上高をグラフ化したり、補助科目ごとの残高を一覧表にすることで分析資料が手早くできます。

最後に、補助科目はそれぞれの会社に合った設定をすれば、作業性がアップし、管理も効率的にできるはずですが、もし、管理が煩雑になったり、作業がはかどらなかつたりする場合には、補助科目の設定に問題があると思われますので、見直しを早急にしていただきたいと思います。

■ 設定するときの主なポイント (要約)

勘定科目	主なポイント
預金	取引金融機関の口座番号ごとに
売上・仕入関係	売上関係の勘定科目と仕入関係の勘定科目は、それぞれ取引先ごとに
仮払金	出張旅費などは社員ごとに
未払金	クレジットカードや通販業者ごとに。締め日や支払日に合わせて区分
預り金	給与明細書の項目に合わせる。「源泉所得税」は、給与関係、報酬などと納付書の記載項目ごとに区分
借入金、支払利息	金融機関ごとに。同契約は借入金と支払利息で同じ補助科目名とコードを設定
広告宣伝費	宣伝用と求人用といった用途ごと、広告代理店やデザイン・印刷会社ごとに
荷造運賃	取引業者ごとが基本。さらに消費税計算のために「国内取引」と「国外取引」に分ける
旅費交通費	「通勤費」「出張旅費」「高速代」「時間極め駐車料」などに区分。出張旅費は「国内出張」と「国外出張」に分けると消費税の計算の際に便利
通信費	毎月発生する項目ごとに。「国際電話」「国際郵便」は区分しておく消費税の計算の際に便利
水道光熱費	「電気代」「ガス代」「水道代」などに区分し、さらに事業所ごとでも区分
租税公課	源泉所得税は「国税」と「地方税」に区分。法人税の損金不算入となる項目も分けておく必要がある
接待交際費	「全額控除」「一部控除」のように区分しておく別表十五の作成が簡単になる。また、消費税関連として「非課税項目」「国内取引」「国外取引」なども区分すると便利
リース料、地代家賃	契約ごとに。毎月定額で支払う分は補助科目名に「@5,250」などと金額を入れるとミスが防げる

「企業実務」平成22年9月号より

9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年3月～当年8月分)の納付	納 期 限 9月 10日(金)
7月決算法人の確定申告	申告期限 9月 30日(木)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 9月 30日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 9月 30日(木)
1月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 9月 30日(木)
消費税の年税額が400万円超の1月・4月・10月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 9月 30日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 9月 30日(木)

今月の名言録

～ 情熱がものごとを成就させる ～

人を判断するに当たっては、才能、能力をよく見なければなりません、私は情熱も重視します。

それは、情熱さえあればものはものが成就するからです。

情熱さえあれば、自分に能力がなくても、能力のある人を自分の周囲に配すればいいわけですし、資金や設備がなくても、自分の夢を一生懸命に語れば、応えてくれる人はあるはずで。

ものごとを成就させていく源は、その人が持つ情熱なのです。成功させようとする意志、熱意、情熱が強ければ強いほど成功の確率は高いのです。

強い情熱とは、寝ても覚めても、二十四時間そのことを考えている状態のことを言います。

しかし、実際には、二十四時間も思い続けるということは不可能なことです。常にそのように心がけることが大切なのです。

そうすることにより、願望が潜在意識にまで浸透し、自分でも気づかないうちに、願望実現への行動をとり始め、今よりはるかに大きな仕事ができるようになるのです。

ものごとの成功、不成功の鍵は、まずは情熱が握っていると私は思います。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



編集後記

最近、スマートフォンを購入しました。アップル社のiPhone(アイホン)がきっかけになって普及し、街でも使っている人を見かけることが多くなりました。僕は、AUから発売されているシャープ製のものですが、画面に直接指で触れることで操作ができ、使いやすいのでびっくりしています。パソコンも2台、携帯も持っているのですが、スマートフォンが発売されたときにはすぐに購入するつもりはなかったのですが、携帯では機能がなく、ノートパソコンではいちいち電源を入れるのがめんどくさい時に、便利かなと思いつめました。

周りで使っている人に聞くと、メールやインターネットで使っている人がほとんどのようです。なかには、専用のアプリケーションを使って、ジョギングの記録を走りながらとり、その結果を地図やグラフに表現して、やる気を維持している人もいました。

さて、1週間ほどでだいたいの操作は分かったので僕はなにに使おうと思っていたら、テレビでTwitter(ツイッター)を紹介していました。ツイッターもどんなものかは知っていましたが、番組でみてネットを通じて交流するのにおもしろいのでやってみることにします。実際に、おもしろいものになるかは分かりませんが、体験記はまた編集後記で紹介します。

(藤田智明)



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135

052-331-0145

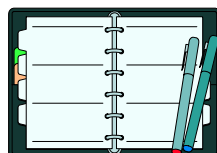
FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美



大津通
「中京大学文化市民会館北」
交差点からすぐです

